

平成28年8月15日（月）
愛知県産業労働部労政局就業促進課
業務・調整グループ
担当 花村、油井 内線 3430、3431
（ダイヤル） 052-954-6363
愛知労働局職業安定部職業安定課
担当 里中、栗本
（ダイヤル） 052-219-5504

愛知県と愛知労働局が雇用対策協定を締結します

第6次地方分権一括法に基づく改正雇用対策法の施行（平成28年8月20日（土））により、地方公共団体が国のハローワークを活用する新たな枠組みが法定化されます。

これを受け、愛知県と愛知労働局は、両者がより一層連携して雇用対策に取り組むことを目的に、法施行後全国初となる雇用対策協定を締結することとしました。

この協定の締結に当たり、下記のとおり締結式を行いますので、お知らせします。

記

1. 日時

平成28年8月22日（月） 午前10時の定例知事記者会見終了後
（概ね午前11時頃から20分間程度）

2. 場所

愛知県政記者クラブ発表室（愛知県庁本庁舎3階北西）

3. 出席者

〔愛知県〕 大村 秀章（おおむら ひであき）知事
〔愛知労働局〕 木暮 康二（こぐれ こうじ）局長

4. 締結式概要

大村知事及び木暮局長挨拶の後、協定書への署名を行います。

5. 愛知県雇用対策協定の概要

（1）目的

「日本一元気な愛知」の実現に向け、愛知県と愛知労働局がより一層連携・協働して雇用対策を推進する。

（2）内容

- ア 「産業人材の育成・確保」、「若者・女性・高齢者・障がい者等の活躍促進」、「ワーク・ライフ・バランス、働き方改革」等の取組を推進。
- イ 具体的な取組及び実施方法等は愛知県と愛知労働局による連携会議において毎年度の事業計画を策定。
- ウ 愛知県知事及び愛知労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に必要な要請を相互に行うことができ、その要請に対しては誠実に対応する。
- エ 協定に基づく施策を一体的に実施するために必要となる情報の共有。